

3階直結直圧給水取扱要項

加東市上下水道部

令和4年 4月 1日

3階直結直圧給水取扱要項

【目的】

この要項は、3階建て建築物への直結直圧給水の取り扱いを定めるものとする。

【事前協議申請】

3階建ての建築物に直結直圧給水を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、事前に加東市水道事業管理者(以下「管理者」という。)の定める3階直結直圧給水事前協議申請書(様式第1号)に必要書類を添付して管理者に申請しなければならない。

1 対象建物

対象建物とは、受水槽の設置を必要としない3階建ての建築物で次のとおりとする。

- (1) 3階戸建て専用住宅
- (2) 3階戸建て小規模店舗付住宅
- (3) 3階建て集合住宅(小規模店舗付を含む)
- (4) 3階建て事務所、及び倉庫等で使用水量が少ないもの
- (5) その他、管理者が認めたもの

ただし、次の建築物は受水槽の設置を必要とするため、直結直圧給水事前協議の対象外とする。

- (1) 病院・学校等、災害及び事故等の断水時にも給水の持続を必要とする建物
- (2) 一時に多量の水を必要とし、配水管の水圧低下を引き起こす恐れのある建物
- (3) 有毒薬品を使用する工場等で逆流によって、配水管の水を汚染する恐れのある建物
- (4) その他、管理者が受水槽の設置が必要であると判断した建物

2 給水方式

給水方式は、1建物につき1給水方式とし、受水槽方式と直結直圧方式の併用は認めない。

【設計水圧通知】

申請者は、事前協議申請書を提出した建物について、次の各号に対する適否について3階直結直圧給水設計水圧調査書(様式第2号)により職員立会いの下調査する。

1 分岐される配水本管の圧力及び口径

分岐される配水本管は、口径75mm以上で管網が整備されている場合を基本とする。

また、配水管最小動水圧とは、申請地に最も近接した消火栓において自記圧力計により24時間測定した水圧の最小値を圧力補正(測定箇所と申請箇所の高低差による圧力差を加減)したものである。

2 設計水圧

配水管の年間最小動水圧と設計水圧の関係は、下表のとおりとする。

ただし、配水管最小動水圧が0.25Mpa未満の場合は、3階直結直圧給水を認めない。

配水管最小動水圧 (P)	設計水圧	本管分岐部分から最高位給水栓までの高さ
$0.25\text{MPa} \leq P < 0.29\text{MPa}$	0.25MPa	10m以下
$0.29\text{MPa} \leq P$	0.29MPa	10m以下

【設計協議書】

申請者は、3階直結直圧給水設計水圧調査書(様式第2号)を基に、3階直結直圧給水設計協議書(様式第3号)に必要事項を記入のうえ押印し、必要書類を添付して管理者による事前審査を受けなければならない。

1 基本構造

- (1) 給水管の分岐口径は、 $\phi 20\text{mm}$ ～ $\phi 40\text{mm}$ とする。
- (2) 3階に給水するメーター口径は、 $\phi 20\text{mm}$ ～ $\phi 40\text{mm}$ とする。

【設計協議結果通知書】

管理者は、審査基準に適合した建物について、3階直結直圧給水設計協議書(様式第3号)に記された審査結果を基に、申請者に3階直結直圧給水設計協議結果通知書(様式第4号)をもって通知する。

【工事の申請】

申請者は給水装置工事の申請にあたり、3階直結直圧給水設計協議結果通知書(様式第4号)の写しを添付し、給水装置工事申請書及び給水装置工事設計書、位置図、平面図を提出しなければならない。

【許可の取消】

管理者は、以下の場合において3階直結直圧給水設計協議結果通知書(様式第4号)の許可を取り消す場合がある。

- (1) 3階直結直圧給水の対象建物に該当しなくなった場合
- (2) 3階直結直圧給水に関する誓約書(様式第5号)の内容が遵守されない場合

【その他】

この要項に定めのない事項については、管理者が別に定める。

【施行期日等】

- (1) この要項は、令和4年4月1日より施行する。

3階直結直圧給水の事前協議申請～完了まで(フロー図)

